

## 平成20年度 法科大学院入学者選抜試験問題

# 民 事 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、民法、商法、民事訴訟法の3科目で130分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 民法の解答用紙は、3枚あります。2～3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

## 【民法】

### 第1問

次の文章は、ある最高裁判決である。それはどういう問題（論点）に関するもので、この判決はどのような見解をとったと理解されるかについて、あわせて15行以内で説明しなさい。〔配点40点〕

「原判決の認定した事実関係（この事故を惹き起した自動車は、通商産業省の自動車であつて、これを運転するAは、同省の職員として専ら自動車運転の業務に従事するものであるし、これに乗車するBは、従来通商産業大臣秘書官として常に本件自動車に乗車し本件事故当時は辞表提出後ではあつたがその辞令の交付なく未だその官を失つていなかったものである。）の下において原判決が民法715条の適用上本件事故を右Aが通商産業省の事業の執行につき生ぜしめたものといひ得る旨判示したことは首肯できる。けだし原審の確定した事実関係によれば、右Aの本件自動車の運転は、たとえ、B秘書官の私用をみたすためになされたものであつても、なお、通商産業省の運転手の職務行為の範囲に属するものとして、同省の事業の執行と認めるのを相当とするからである。」（最判昭和30年12月22日民集9巻14号2047頁）

### 第2問

甲不動産の登記簿には、AからBに売買を原因とする所有権移転登記がされ、その後、Cのために抵当権設定登記がされている。この場合において、次の各問いに答えなさい（なお、小問(1)と小問(2)はそれぞれ独立の問題である）。

- (1) 一人暮らしで高齢のAは、日頃からなにかと面倒を見てくれていた甥のBに登記済証や実印等を含めて身の回りの大事なものを預けていたが、Bは、新規事業の開業資金を得るために、Aが所有する甲不動産を担保に銀行から金銭を借りて、開業資金にあてようと考えた。そこで、Bは、Aには、このたびの年金問題で年金記録の確認や調査のために必要だなどと偽って、Aから印鑑登録証明書の交付や登記申請に必要な書類の作成・交付を受け、それらを使ってAに無断で登記名義をAからBに移転し、これに抵当権を設定してC銀行から金銭を借り受けた（Bがこれを第三者に売却しなかったのは、Aに発覚しないようにしたいためと、いずれBの事業が軌道に乗って金銭の工面がついたときには、Cに弁済して抵当権設定登記を抹消

し、Aに登記名義を戻せばいいと考えたからであった)。

AからBへの所有権移転登記手続にあたって、Aは、Bの言うがままに書類を作成・交付し、また、Aの面前でBが登記申請書にAの実印を押捺するのをAは漫然と見ていたが、Aは、それらが甲不動産の登記に関連するものだとは夢にも思わなかったし、登記名義がBに移転されたことすら全く知らなかった。Aは、Bから登記名義を回復し、Cの抵当権設定登記を抹消したい。Aの主張・請求を検討しなさい。

[配点40点]

- (2) 実際には、甲不動産は、Aから権利能力なき社団であるDに売却され、Dの代表者であるB名義で移転登記がされたのであったが、Bは、B個人の名義に登記されたのを奇貨として、自己の不動産と称して、C銀行から金銭を借り受けるために抵当権を設定したのであった。権利能力なき社団Dの側としては、Cの抵当権設定登記の抹消を求めたい。その可否について、Dが法人格取得の余地があった場合も含めて検討しなさい。

[配点40点]

### 【商法】

会社法における表見代表取締役の規定（代表権を持たないが、社長、副社長その他の名称を付した取締役がした行為についての、第三者に対する株式会社の責任）に関して、適用要件等を説明しなさい。〔配点40点〕

### 【民事訴訟法】

甲は、甲の所有を争っている乙を相手に、「A土地が甲の所有であることの確認を求める」訴えを提起した。その所有権取得の請求の原因は、「A土地は丙の所有であったところ、甲は、丙からこの土地を買い受けた。」というものであった。この訴訟について、次の問に答えなさい。

1. この訴訟の口頭弁論期日において、乙は、「請求原因事実は認める。被告の主張は次の口頭弁論期日に提出する。」と述べ、上記期日は続行された。乙は、次の口頭弁論期日において、「A土地が丙の所有であったことは認めるが、乙が丙から買ったもので、甲がこれを買ったことはない。」と述べた。この乙の行為は、民事訴訟法上、どのように取り扱われるか、説明しなさい。〔配点20点〕
2. 上記訴訟は、甲がA土地を買ったことは認められないとして、甲の請求棄却の判決がされ、その判決は確定した。その後、甲は、再び、甲の所有を争っている乙を相手に、「A土地が甲の所有であることの確認を求める」訴えを提起した。その所有権取得の請求の原因は「A土地は丙の所有であったところ、甲は、丙からこの土地の贈与を受けた。」というものであった。この訴えは、前訴判決の効力との関係上、どのように取り扱われるか。贈与が前訴の口頭弁論終結時より前の場合と後の場合とに分けて説明しなさい。〔配点20点〕